

能登半島地震視察の概要

1. 実施日

平成19年5月26日(土)～27日(日)

2. 参加者

伊藤座長、松原委員、室崎委員(26日のみ)、福和委員(27日のみ)
内閣府

3. 主な視察先と意見聴取者

(1) 穴水町

穴水町役場(町役場内会議室で意見交換、被災者相談窓口を視察)

意見聴取者：石川町長、大霜副町長、湯口参事、菅谷健康福祉課課長補佐、中島健康福祉課係長、高島富士常葉大学大学院災害防災研究室准教授

穴水駅前周辺地区(大町地区)被災状況視察

被災者との懇談(大町地区「心のケアハウス」で懇談)

(2) 七尾市

七尾市役所(市役所内で意見交換)

意見聴取者：武元市長、永井総務部長、平野環境安全課長、田尻建築住宅課長、原田環境安全課主幹

(3) 輪島市(5月27日)

輪島市役所(市役所内会議室で意見交換)

意見聴取者：梶市長、谷口総務部長、西見災害復興支援室長、加藤総務課主事

輪島市役所(門前総合支所内会議室で意見交換)

意見聴取者：山口門前総合支所長、加藤総務課主事

被災者との懇談(門前町道下地区仮設住宅内集会所で懇談)

ふげしまち
鳳至町周辺被災状況視察

門前町(総持寺通り周辺地区・道下地区・深見地区)被災状況視察

(4) 石川県(全行程に同行)

石川県県奥能登総合事務所(事務所内会議室で意見交換)

意見聴取者：桶屋危機管理室危機管理監、大垣危機対策課担当課長、岡本危機対策課主事

4．意見交換、懇談の際の意見等

(1) 市・町との意見交換

- ・ 支援制度運営システムソフトの構築
- ・ 災害直後の経験者専門チームによる支援
- ・ 住宅本体への支援
- ・ 収入・年齢要件の見直し
- ・ 対象を半壊まで拡充
- ・ 同一町内への移転も対象とする要件拡充
- ・ 住宅再建しない場合の解体撤去費を対象とすること
- ・ 生活関係経費と居住関係経費の区分撤廃
- ・ 大規模半壊世帯に生活関係経費を支給
- ・ 全壊世帯の補修を対象とすること
- ・ 所有者と居住者の関係の緩和（・親子間での借家の取扱い　・大家への支援）
- ・ 町会が管理する施設への支援
- ・ 生活関連経費を所得に応じて一律に支援
- ・ 解体費の支援内容の統一（使い勝手が悪い）
- ・ 住宅本体への支援
- ・ 生活関係経費と居住関係経費の区分撤廃
- ・ 高齢者は再建が難しい
- ・ 制度が複雑で難しい
- ・ 被災時に収入はないが対象外

(2) 被災者との懇談

- ・ 収入要件の撤廃
- ・ 収入の捕捉時期についての配慮（退職したが年金受給年齢に達していない）
- ・ 同一町内での再建も対象とすること
- ・ 親戚の家を借りた際の礼金を対象とすること
- ・ 個人仮店舗への支援　・ 情報の一元化を図ること
- ・ 近隣団体との支援の差をなくしてほしい

(3) 県との意見交換

- ・ 住宅本体を対象にしてほしい
- ・ 年齢・所得要件の緩和
- ・ 住宅兼店舗等の店舗を対象にしてほしい
- ・ 低所得の高齢者が活用しにくい
- ・ 解体撤去費は従前の土地に家を再建しなければ対象とならず活用しにくい